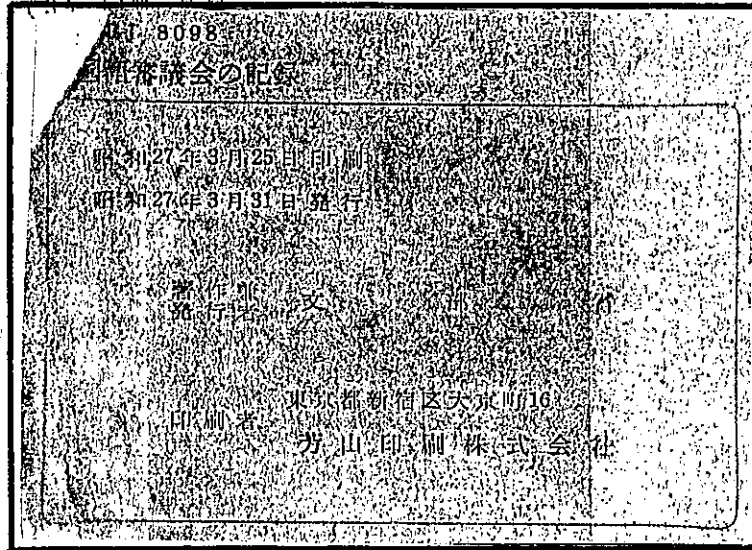


「諸」ウソ「欺」グマス「効」キキヌ カイ「報」シラセ  
 「危」アブナイ「喫」<sup>ノム</sup> スツ



(6) 特殊調のあるものを認めること

「日」カ「重」え「路」じ

つきに申しあげるべきは、使用上の注意事項についてであります。

(以下略)

### 義務教育用漢字主査委員会委員長報告 安藤委員長

(当用漢字表別表)

本委員が付託をうけましたのは、さきに定められました当用漢字のうちから、特に基本的なもの認められるある数の漢字を選び、義務教育期間において教えられるべき漢字の範囲を明らかにすることとございました。この問題は、当用漢字の制定に伴って当然考えられなければならないものであり、またその解決には急を要するものがあつたのであります。当用漢字は、一般社

会で使う漢字の範囲をしめしたものであります。が1850字は義務教育期間内にそのすべてを教えるには多きにすぎるのであります。当用漢字の将来における整理は、すでにその当初から約束されてはおりますが、その実現は急速には行われ得ません。義務教育本来のため前から申せば、義務教育期間内において、つぎの世代の一般国民が社会人として文字生活を営むに不自由のない程度の教養を授けなければなりませんので、したがって国民常用の漢字と義務教育期間に教えられるものとの合致は、理想として望ましいこととありますが、上述の事情によりましてそれが現実において不可能であるといえますれば、当分の間は別に適切可能な対策をたてて義務教育の本旨にそうほかはないのであります。その応急の処置として考えられますことは、当用漢字のうちからこれだけの漢字はぜひ義務教育期間において教えるでおかなければならないと認められるものをえらび、これを中心として学習者の文字能力につちかい、その文字常識を養って他日の大成にみちびいておくということとあります。前述のような調査が本委員会に付託されましたのも、けだしこの一つの線に沿つてのことと存じます。本委員会は、こういう了解のもとに審議を進めてまいりました。主査委員会が組織されてから、ここに12か月、委員会の回を重ねますこと33回、さいわいに委員各位の御唱励によりまして成案をうるにいたりました。お手もとにさしだしました当用漢字別表は、すなわちその選定の結果でございます。

漢字の別表は、申すまでもなく義務教育9年間の学習を目標としてえられたものであります。目標をそこにおきましたので、学習者の知能の程度と学習の期間が、選定に対するきびしい制約となつてまいりました。負担の過重を避けることも、じゅうぶんに考えなければなりません。おのずから字数の制限が問題となつてまいりました。しかし、この場合の制限は、すでに一応制限というわくの中におかれていた当用漢字に、さらにもう一つのわくを加えるだけのようにも見られますが、実はこの二つのものは同じ同心

同的のものではないのであります。かならずしも、その性質を同じくしてはおりません。一は現在の一般社会の文字生活の簡易化を期しての制限、一は将来の社会の文字生活に適應させるための教育的基礎付けをはかるための制限でありますから、前者が寛であり後者が厳であるのはあやむにたりませんが、前者の立場からは必要なもので、後者の立場からは不必要と認められるものがあります。現代の成人にとって重要性をもつもの、かならずしも教室において考えられなければならないものとは申されません。したがって採否の標準にあれこれ甲乙があります。なおまた、他の場合においてもそうでありますように、われわれは漢字教育の上においても、むだな労をばぶいて最大の効果を取めるべきでありますから、いたずらに当用漢字に重きをおいて、数の多きをむさぼるがごときことがあってはならないのであります。さればと申して、みだりに負担の軽減に急にあまり多くをかな書きに移すようでは、つぎに来る世代の文字生活に不利不便のかけをやどすことになりましょう。本委員会は、第1にこの点について深く意を用いまして、多きに過ぎず少なきに失せぬことを期した次第であります。

第2に本委員会では、別表の漢字を選ぶに当りまして、それが義務教育期  
用内において読み書きとにもできるよう指導することが必要なものであるか  
どうかについて、じゅうぶんに考慮を加えたのであります。読み書きとにも  
できるよう指導する漢字を一方に認めることは、その結果において他の字に、  
読めさえすればよいという漢字を認めることにもなりますが、漢字学習の本  
義から申せば、2類を対立させることは必ずしも適當ではないという議論も  
でましよう。しかし委員会もまた根本的にすべての漢字をこの二つに大別す  
るというような見解をとったわけではありません。ただわれわれは現実の段  
階におきましては、しばらくこれを一つのめやすとすることが、漢字の教育  
的処理をなめらかにし、いわゆる教育用漢字と当用漢字との開きをどうする  
かの問題を解決するたすけにもなると考へた次第であります。なお、これか

らの国語の教育には、読本のほかに自由教材として、新聞や雑誌もとり入れられることを考えますれば、読ませておくという程度の漢字というものも考慮のうちに加えておくのがよいとも申せましょう。

第3に、しからは、読み書きとにもできるよう指導する必要があるという  
のはどういふものと申しますと、要約すれば、それは現在においても  
も普遍的であり、かつまた将来において普遍的であることが望ましいもの、  
すなわち一般にだれでも知っていなければならない、だれにも読め、だれに  
も書けなければならない、したがってこれから文字生活を営もうとするもの  
が、ぜひ学習しておかなければならないという条件をそなえたものというこ  
とになりますが、これだけでははっきりいたしませんから、以下实例についで申しあげます。

1 日常の社会生活に直接の関係をもち、一般国民に親しみ深いもの  
 ただし、形音義のむずかしいものや当用漢字におけるかな書きの条項に  
 ふれるのは、この限りではありません。

例 数関係の 一三四五………万億  
 方位関係の 東西南北  
 季節関係の 春夏秋冬

● 行政区画に関する 都・道・府・県・郡・市・区・町・村

人倫に関する 父母親子兄弟姉妹夫妻  
 衣食に関する 衣服絹綿糸飲食米麦穀飯粉葉茶塩酒住家屋居室庭  
 閨門戸住板堂店宿舎  
 徳目に関する 仁義礼智信忠孝節誠恩愛  
 色彩の 青黄赤白黒緑  
 植物の 木草竹花葉根幹芽  
 動物の 犬牛馬魚虫貝蚕  
 鉱物の 金銀銅鉄硝石炭など

2 熟語構成の力が強く、それが広い範囲におよんでいるもの

例 名	人名	氏名	県名	名物	名義	名人	名代	名刺	名流
	名尹								
流	急流	清流	水流	一流	名流	上流	下流	流儀	流行
	流域	流用	流産	流線型	流動性				
在	在職	在位	在床	在宅	在外	在留	近在	不在	所在
	現在								

その他 最、極、細、要、不、用など

3 広く世に行われている平明な熟語の構成成分で、対照的意義をあらわすそれぞれのもの

例	因果	公私	左右	上下	主客	内外	自他	前後	損益	往復
	加減	始終	収支	出入	生死	勝負	断続	得失	売買	貸借
	進退	遠近	寒暑	強弱	曲直	軽重	高低	新古	多少	大小
	長短	異同								

つきに、どういう類の漢字が、この選定から除かれているかと申しますと、

1 時代の主流から遠ざかっているもの

甲乙丙、尺貫法関係の漢字など

2 階層的なもの、局地的なもの

×	×	×	×	×
官字	通信	勅語	詔書	妥協
×	×	×	×	×
臺階	古典			依存
×	×	×	×	×
傑作	典型			依頼

3 専門用語にしか関係をもたないもの

学術用語、専門用語は平易な文字によるか、かな書きによることがのぞましいが、要するに別のとりあつかいとする。

×	×	×	×	×	×	×
俳句	謡曲	狂言	緯度	凍土	恐慌	築業など

別表漢字として選定されました漢字は、881字であります。これにつきましては、多すぎるといふ御意見もございませうし、少なすぎるといふ批評もございませう。委員会といたしましても、これが最後案であって、1字も動かすことのできないものと申すのではございません。しかし、これは委員会が今まで世にあらわれました漢字の教育に関する各方面の調査、研究ならびにその実験報告を参考資料としながらも、委員会独自の立場からの慎重審議にもとづいた成案であります。しかも、委員各位は終始一貫その採否に関して1字をもいやしくもされなかったのであります。

### 〔議 事 要 録〕

安倍会長 音訓表について質問はないか。

春日委員 異字同訓の整理には賛成だが、異字同訓すべてにわたっての精密な調査表ができていたか。

安藤委員長 相当にしらべてある。

春日委員 正確にしらべてあればよい。

委員長 欠陥のないように調べるとなると、相当の時を要する。

春日 使用上の注意に、自他両様につかってさしつかえないとあるが、表のかかげ方に一定のきまりを決めた方がよい。

会長 意見はあとにして。今は質問のみにとどめたい。

春日 自他のあげ方にきまりがあるか。

委員長 だいたいある。普通に多く使われていることを目安にした。

春日 わたくしが見たところ、あまりきまりよくできていないように感じられたものがある。熟字の場合、1字1字の訓でない読み方については考えられたか。

委員長 考えた。こういうふうな使い方は望ましくないという方針である。